地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第三十七条の三	及び同法	、同法
		の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三百十四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額
	第三百十四条の八	及び同法	、同法
		に控除限度額並び	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額並びに

第三十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「第七条第一項（前項」を「第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項」に、「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十条第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあっては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第一号中「昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第十号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項及び第二項第五号イ(1)中「三年」を「二年」に改め、同条第三項を削る。

第四十七条第二項ただし書中「（第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「三十六月」を「二十四月」に、「三年」を「二年」に改め、同条第四項を削る。

第五十二条第二項第二号中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同項第四号中「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に改め、「及び第二項」の下に「、第六十八条の十四第二項及び第三項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五第一項」を「、第六十八条の十五の五第一項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の六第一項に」を「第六十八条の十五の七第一項に」に改める。

第六十三条第一項の表法人税法の項中

）の額	）の額及び復興特別法人税（延滞税、無申告加算税及び重加算税法第五十三条第四項（課税標準及において準用する同項各号に掲げる子税を除く。）の額

を

の額は	の額並びに復興特別法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税法第五十三条第四項（課税標準及において準用する同項各号に掲げる子税を除く。）の額は

に、「金額）並びに」及び「金額）及び」を「計算した地方法人税の額並びに」に、「法人税の額並び

に	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに

を

地方法人税の額並び	地方法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに

に、「の控除限度額と」を「地方法人税控除限度額」に、「の控除限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と」を「復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額、地方法人税控除限度額」に、「の連結控除限度個別帰属額と」を「地方法人税控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額と」を「復興特別法人税控除限度個別帰属額」に、「金額、その」を「これらの」に改め、「金額及び」及び「金額の」を削り、同表法人税法の項の次に次のように加える。

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）	第十二条第一項	控除限度額	控除限度額と復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額との合計額
	第十二条第二項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額と復興特別法人税控除限度個別帰属額との合計額

第六十三条第一項の表租税特別措置法の項中「含む。）」を「準用する法人税法第七十五条第七項」に、「含む。以下この号において同じ。）及び」を「準用する法人税法第七十五条第七項並びに」に改め、同表国税通則法の項中

法人税	事業年度	法人税及び復興特別法人税	事業年度
法人税		法人税、復興特別法人税	

を

「地方法人税	事業年度	地方法人税並びに復興特別法人税 事業年度
地方法人税		地方法人税、復興特別法人税

に、「法人税、

法人税、復興特別法人税、	地方法

を「地方法人税、

人税、復興特別法人税、	法

に、「第八十五条第一項及び第八十六条第一項 法人税

人税、復興特別法人税	地方法人税

を「第八十五条第一項及び第八十六条第一項 地方法人税

に改め、同表地方税法の項を次のように改める。